



## トピクス

2021年07月

- 1、北京三友は北京市特許代理機構の等級評価でAAAAA級を獲得
- 2、重慶知的財産権法廷が正式に設立
- 3、《医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決方法》は公布され
- 4、最高人民法院が《出願に係わる医薬品関連特許権紛争民事事件の審理における法適用の若干問題に関する規定》を公布
- 5、最高人民法院は新しい植物新品種権の司法解釈を公布、7月7日より施行

### 1、北京三友は北京市特許代理機構の等級評価でAAAAA級を獲得

2020年度北京市特許弁理士協会が主催した一連の評選活動において、北京三友は幾度の評価と検証を経て、各界からの好評を得ており、「北京市優秀特許代理機構」（リーディング機構）及び「AAAAA級特許代理機構」の称号を取得した。



本奖项是经审批设立的评比表彰项目



北京三友に在職している先輩特許弁理士湯在彦氏は「2019-2020年度北京市優秀特許弁理士」の称号を受けた。



**汤在彦**  
 合伙人/专利代理师



图中文字:

2019~2020年度北京市優秀特許弁理士  
 優秀弁理士  
 北京市特許弁理士協會

## 2、重慶知的財産権法廷が正式に設立

6月16日午前、最高人民法院、重慶市委員会の承認を得て、重慶知的財産権法廷は重慶市第一中級人民法院で正式に看板を掲げて設立した。



図中文字の訳文：

重慶市第一中級人民法院

重慶知的財産権法廷除幕式

重慶知的財産権法廷は主に以下の知的財産権案件を管轄している。

(一) 重慶市管轄区内で発生した特許、技術ノウハウ、コンピュータソフトウェア、植物新品種、集積回路レイアウト設計、著名商標認定及び独占紛争に関する第一審知的財産権民事及び行政事件

(二) 重慶市管轄区内の基礎人民法院の管轄範囲外に発生した第一審知的財産権民事及び行政事件

(三) 重慶両江新区人民法院（重慶自由貿易試験区人民法院）が審理した第一審知的財産権民事事件に不服とする上訴事件及び重慶市渝中区人民法院が審理した第一審知的財産権民事、行政、刑事事件に不服とする上訴事件。

### 3、《医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決方法》は公布され

特許権者の合法的な権益を守り、医薬物の研究開発と革新を励ますために、国家知識産権局は《医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決方法》を制定し、2021年7月5日に公布した。同《方法》は公布日より施行された。

## 4、最高人民法院が《出願に係わる医薬品関連特許権紛争民事事件の審理における法適用の若干問題に関する規定》を公布

《最高人民法院による出願に係わる医薬品関連特許権紛争民事事件の審理における法適用の若干問題に関する規定》は2021年5月24日に採択され、2021年7月5日より施行された。医薬品特許紛争の早期解決メカニズムは、2020年に改正された《中華人民共和国特許法》に新設された法制度である。司法解釈の頒布及び施行は、特許法の正確な施行を保障し、訴訟手続きと医薬品の審査評価・審査許可手続き及び行政裁決手続きとの繋ぎを完備させ、知的財産権に係わる行政法執行基準と司法裁判基準との統合を促進するために重要な役割を果たしている。

## 5、最高人民法院は新しい植物新品種権の司法解釈を公布、7月7日より施行

7月5日、最高人民法院は《最高人民法院による植物新品種権侵害を巡る紛争事件の審理における具体的法適用の問題に関する若干規定（二）》を公布した。同司法解釈は2021年7月7日より施行された。

同司法解釈は5つの改善点に係わっている。

一、保護範囲を拡大したこと。品種権の保護範囲を販売のための提供行為及び他人による権利侵害のための買収、保管、運送、加工処理の提供など、権利侵害の補助の部分まで拡大し、権利侵害行為に対する全面的な打撃を形成している。

二、保護の度合いを引き上げ、司法による保護の適時性及び有効性を高め、懲罰的賠償を着実にしたこと。

三、権利行使の難易度を引き下げ、挙証責任を適時に移転し、品種権者の権利行使を容易にしたこと。

四、法制度を完備させ、科学研究の除外規定を明確にし、育種のイノベーションを励ますこと；権利用尽の原則及び合法的出所による抗弁を定め、市場取引の秩序を安定させること。

五、鑑定手続きを規範化させ、鑑定者、鑑定方法の選択及び再鑑定の条件などを明確にしたこと。